

平成27年度

登米市水道事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県登米市

議案第 22 号

平成 27 年度登米市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度登米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	30,400 件
(2) 年間総配水量	9,605,440 m ³
(3) 年間総有収水量	8,069,200 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 取水施設整備事業	761,076 千円
イ 導水施設整備事業	188,460 千円
ウ 浄水施設整備事業	90,688 千円
エ 配給水施設整備事業	2,399,025 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 8 款 水道事業収益	2,687,538	千円	
第 1 項 営業収益	2,295,737	千円	
第 2 項 営業外収益	390,920	千円	
第 3 項 特別利益	881	千円	
	支	出	
第 9 款 水道事業費用	2,455,505	千円	
第 1 項 営業費用	2,140,755	千円	
第 2 項 営業外費用	293,027	千円	
第 3 項 特別損失	1,723	千円	
第 4 項 予備費	20,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,068,172 千円は、過年度分損益勘定留保資金 861,317 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 206,855 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第10款	資本的収入		3,006,208	千円
第1項	企業債		1,646,800	千円
第2項	負担金及び補償金		56,528	千円
第3項	補助金		541,847	千円
第4項	出資金		745,967	千円
第5項	加入金		15,066	千円

		支	出	
第11款	資本的支出		4,074,380	千円
第1項	建設改良費		3,442,273	千円
第2項	企業債償還金		632,107	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設更新計画策定業務委託	平成28年度～ 平成29年度	千円 20,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 取水施設整備事業	千円 436,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
イ 導水施設整備事業	116,600			
ウ 浄水施設整備事業	74,400			
エ 配水管整備事業	543,600			
オ 緊急時用連絡管整備事業	115,900			
カ 緊急遮断弁整備事業	10,500			
キ ダクタイル铸铁管更新事業	42,900			
ク 配水池築造事業	306,900			
合 計	1,646,800			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

601,407 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地方公営企業法第17条の3の規定に基づく登米市一般会計からこの会計へ補助を受ける事項、金額は次のとおりと定める。

事 項	金 額
統合簡易水道繰入金 (東和)	7,372 千円
統合簡易水道繰入金 (石越)	27,176 千円
統合簡易水道繰入金 (横山)	20,784 千円
小規模水道繰入金 (合ノ木・大綱木)	4,603 千円
合 計	59,935 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、61,500千円と定める。

平成27年2月4日 提出

登米市長 布施 孝尚